

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	
改定日	7. 安全衛生目標の設定	大分類
		中分類
		ページ
	平成 22 年 1 月 20 日	
	平成 23 年 12 月 23 日	
	平成 24 年 1 月 23 日	
	平成 24 年 9 月 1 日	2/2

3. 安全衛生目標は安全衛生計画と一体で、下記の方法により組織全体へ周知するものとする。

(1) 従業員
各現場の掲示板に掲示

(2) 協力業者、請負業者
関係会社の責任者へ配布

承認 工場長	改訂部 ・下線部の変更、追加
-----------	-------------------

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	
改定日	8. 安全衛生計画	大分類
		中分類
		ページ
	平成 22 年 1 月 20 日	
	平成 23 年 12 月 23 日	
	平成 24 年 1 月 23 日	
	平成 24 年 9 月 1 日	1/3

1. 安全衛生計画
安全衛生計画は、安全衛生目標を達成するために作成される。これを定め、維持することに関しての責任と管理方法を明確にする。

2. 安全衛生計画の作成
安全衛生計画を作成する手順は以下のとおりとし、毎年3月末日までに承認される。

(1) 安全衛生計画は次の事項に基づき作成される。

- ① 危険性又は有害性等の調査結果
- ② 過去における安全衛生計画の実施状況
- ③ 安全衛生目標の達成状況
- ④ 日常的な点検・改善の結果
- ⑤ 労働災害、事故等の原因の調査結果
- ⑥ システム監査の結果

(2) 工場長は、事務局に安全衛生計画案の作成を指示する。(様式 8-1)

(3) 安全衛生計画には次の事項を含むこととする。

- ① 危険性又は有害性等の調査結果に基づいて実施する措置及びその実施時期
- ② 労働安全衛生法又はこれに基づく命令、工場安全衛生規則に基づいて実施する事項及びその実施時期
「労働安全衛生関係法令の把握及びそれに基づく実施事項の決定手順」(OSH-Y-8-1) の手順に従って決定する
- ③ 下記に示す日常的な安全衛生活動の実施
 - a) 5S 活動
 - b) ヒヤリハット活動
 - c) 安全衛生改善提案活動
 - d) 班ミーティング、引継ぎミーティング
 - e) 安全衛生パトロール
 - f) K Y T 活動

承認 工場長	改訂部 2. (3), (3), (e), (h) の追加
-----------	----------------------------------

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日	ページ	2 / 3
	平成 23 年 12 月 23 日		
	平成 24 年 1 月 23 日		
	平成 24 年 9 月 1 日		
<p>g) 安全推進委員会 h) 安全衛生委員会</p> <p>④ 実施事項の担当部署又は担当者 ⑤ 予算措置 ⑥ 安全衛生教育の内容及びその実施時期 ⑦ 関係請負人に対する措置の内容及びその実施時期 ⑧ 安全衛生計画の期間</p> <p>(4) 以下の項目を労働者の意見として集約し安全衛生計画案に反映させる ①引継ぎミーティングの記録 ②班ミーティングの記録 (5) 事務局は立案された安全衛生目標を安全衛生委員会に提案する。 (6) 安全衛生委員会は、提案された安全衛生計画を審議・検討し、労働者の意見を反映する。 (7) 工場長は、安全衛生委員会で審議・検討された安全衛生計画を承認する。</p> <p>3. 安全衛生計画の見直し (1) 事務局は、次のような場合で必要があるときは、安全衛生計画の見直しを行う。 ① 施設、設備、機械等を設置した場合。 ② 新規の化学物質を使用する場合。 ③ 会社組織、生産体制が大幅に変更された場合 ④ 法律又はその他の規定類が改正された要求事項の変更があった場合。 ⑤ システム監査の結果により目標の修正が必要な場合。 (2) 安全衛生計画の見直しにより、安全衛生計画を変更する場合は、2.の手順に基づき実施する。</p> <p>4. 工場安全衛生計画は下記の方法により組織全体へ周知させる (1) 従業員 各現場へ掲示</p>			
承認 工場長		改訂部	2. (3), (3), (e), h) の追加

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日	ページ	3 / 3
	平成 23 年 12 月 23 日		
	平成 24 年 1 月 23 日		
	平成 24 年 9 月 1 日		
<p>(2) 協力業者 関係会社の責任者へ配布及び口頭での説明</p>			
承認 工場長		改訂部	2. (3), (3), (e), h) の追加

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日 平成 24 年 1 月 23 日 平成 24 年 9 月 1 日 平成 年 月 日	ページ	1/3
9. 安全衛生計画の実施等			
<p>1. 安全衛生計画の実施 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために以下の手順により実施する</p> <p>(1) 各課長は安全衛生計画で示される実施事項が適切に実施されるよう、担当者に実施の指示・監督を行う。</p> <p>(2) 担当者は安全衛生計画に基づき実施・運用する。 担当者は実施にあたり、実施項目毎の留意点（労働安全衛生関係法令の遵守事項等）確認の上実施・運用する。</p> <p>(3) 担当者は「安全衛生計画進捗状況報告書」（様式 9-1）に毎月実施結果を記録し、各課長は実施状況を確認する。</p> <p>2. 周知の方法 各課長は、安全衛生計画が確実に実施されるために、安全衛生計画作成後、労働者に以下の方法にて周知させる。</p> <p>(1) 構内掲示板へ安全衛生計画の掲示及び各種会議等で内容を説明し周知する。</p> <p>(2) 掲示の実施は毎年3月末迄に、及び変更があった場合とする。</p> <p>3. 見直し 「安全衛生計画」（OSH-Y-8）3. 項 による安全衛生計画の変更があった場合、状況の変化があった場合、労働災害が発生した場合、又は工場長が必要と判断した場合に計画を変更して、労働者に周知する。 変更内容の労働者への周知の方法は 前項 2. の手順によって実施されるものとする。</p> <p>4. 機械、設備、化学物質等の取り扱いに関する書面の入手 (1) 使用する機械、設備については取扱説明書、使用する化学物質についてはMSDSを入手する</p> <p>(2) 機械、設備台帳、および化学物質台帳の取り扱入手帳に記入</p> <p>(3) 書面は導入都度に入手する</p> <p>(4) 機械設備取扱説明書の内容は手順書に必要な情報を取り入れる</p>			
承認 工場長	改訂部 ・下線部の追加		

制定日	平成 20 年 3 月 28 日	大分類	OSH-Y
実施日	平成 20 年 4 月 1 日	中分類	
改定日	平成 22 年 1 月 20 日 平成 24 年 1 月 23 日 平成 24 年 9 月 1 日 平成 年 月 日	ページ	2/3
9. 安全衛生計画の実施等			
<p>(5) MSDSは必要な情報を看板等に掲示することで周知する</p> <p>(6) 実施責任者は関係各課長とする</p> <p>(7) 毎年4月に整備状況の確認を行う</p> <p>5. 教育 「体制の整備」（OSH-Y-3）及び「安全衛生計画」（OSH-Y-8）によって作成された教育計画に沿って教育を実施する</p> <p>6. 作業手順書の整備 各課長は「明文化」（OSH-Y-4）の手順に従い以下の作業手順書の整備を行う。 (1) 工程の変更等に応じて作業手順書を改訂する (2) 作業手順書に保護具の着用等、安全衛生に関する事項があることを確認、承認する。 (3) 更新された作業手順書を作業者に周知させる</p> <p>7. 関係請負業者の安全衛生確保 以下の3項目を実施する (1) 各課長は、「危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定等」（OSH-Y-6）1. 2. 項の手順に沿って、危険性又は有害性等についての情報提供を行う (2) 「安全衛生計画」（OSH-Y-8）2. (3)⑥項 によって定められた教育カリキュラムに沿って教育を行う (3) 関係請負業者の安全衛生活動報告書を毎年作成、報告させる。各課長は安全衛生活動報告書の内容を確認する。</p> <p>8. 以下の記録より改善提案、要望等を労働者の意見として集約し、必要に応じて安全衛生計画の実施に反映させる。 (1) 引継ぎミーティングの記録 (2) 班ミーティングの記録 (3) 安全推進委員会議事録</p>			
承認 工場長	改訂部 ・下線部の追加		